

「緊急事態宣言発令に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動」及び「緊急事態宣言解除後の市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動」について

日野市教育委員会

1 学校運営の基本方針

- 幼児・児童・生徒が安心して登園・登校できるよう、日野市立幼稚園・小中学校は、文部科学省および東京都教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止対策を実施し、「子供たちの学びと育ち」を支える教育活動を継続します。
- 日野市立幼稚園・小中学校は、感染リスクをできるだけ低減し、子供たちの「かけがえのない学び」と「人と人とのつながりを大切にした活動」を進めていきます。
- 教育活動を進めるにあたっては、保護者に丁寧に説明を行い、理解を得た上で実施します。
- コロナ禍の中で積み上げてきた知識・経験を生かして、自ら考え、自ら判断し、自ら行動をすることで、よりよい教育活動を創造する。

2 幼児・児童・生徒等に対する指導

(1) 基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）。
- 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）。
- 登園・登校前の健康チェック。
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保）。
- 30分に1回以上換気。
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）。

(2) 学習活動について

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3Ver.5)」に示された感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は、行わない。

- ・「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・家庭・技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）」
- ※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3Ver.5)」より抜粋

- 「緊急事態宣言」解除された後の「感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から

徐々に実施することを検討する。

(3) 部活動について

- 「日野市における部活動に関する方針」及び文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～2020.12.3Ver.5)」に基づき、感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で、「日野市における部活動に関する方針」に基づいた活動を工夫して行う。
- 中体連等が主催する大会等に参加、会場を提供する場合は次の対策を実施する。
 - ・校長は感染症対策が十分に講じられ、安全に配慮されていることを確認する。
 - ・参加にあたって、保護者の同意を得る。
 - ・児童生徒の体調管理に十分留意する。
- 中体連が主催する各競技の地区大会に備え、地区大会・都大会等に向けての練習試合や合同練習に参加する場合、次の対策を実施する。
 - ・校長は感染症対策が十分に講じられ、安全に配慮されていることを確認する。
 - ・参加にあたって、保護者の同意を得る。
 - ・児童生徒の体調管理に十分留意する。

(4) 学校行事について

学校行事は子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認し、実施にあたっては、開催する時期、場所や時間、開催方法について十分配慮する。

- ①児童・生徒が学年を越えて一堂に集まって行う行事を控える。
- ②校外活動等のうち、日常の教育活動と比較して、感染のリスクが高いと考えられるものを検討する。
- ③学校運営に欠かすことのできない行事については、人と人との間隔を確保するとともに、児童生徒と保護者の在校時間をずらすなど、感染症対策を工夫した上で実施する。
- ④幼児・児童・生徒の指導に必要な保護者との面談等については、感染予防・感染拡大防止対策を徹底して実施する。
- ⑤校外学習等の実施について
 - ・公共交通機関を利用しない場合は、見学地等の感染状況及び関係自治体の方針等を確認するとともに、保護者の同意を得た上で実施する。
 - ・公共交通機関を利用する場合は、見学地等の感染状況及び関係自治体の方針等を確認するとともに、保護者の同意を得た上で、慎重に検討する。
- ⑥体育的行事の実施について
 - ・実施にあたっては、その意義や必要性を確認し実施方法や内容を検討する。
 - ・児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況を踏まえ、実施について判断する。
 - ・開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、昼食をとる場所について、一度に大人数が集まって人が密集しない工夫をするとともに、基本的な感染症対策を徹底する。

(5) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ①喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ②幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控える。
- ③休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話を控える。

(6) 放課後の教育活動について

○放課後、速やかに帰宅することを基本とする。

(7) 関係機関との連携について

○学校は児童館・学童クラブ・新たな放課後子ども教室等と連携し、子供が安全で安心して過ごすことができる居場所の確保に努める

3 家庭における感染症対策の依頼（家庭に持ち込まない行動をお願いする）

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

東京都が呼びかけている感染予防・感染拡大防止対策に合わせて、下記の内容について保護者の皆様に協力をお願いする。

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）。

② 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は幼児・児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること）。

③ 十分な換気。

④ 手が触れる場所などの消毒。

⑤ タオルなどを共用しない。

⑥ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。

⑦ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

4 教職員等の健康管理の徹底

(1) 基本的な感染症予防策の徹底。

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際にも必ずマスク着用）

② 毎朝検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）。

③ 出勤時の健康チェック（健康チェック票に検温結果等を記録）。

④ 委託事業者に対しても健康管理を徹底すること。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

① 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。

② 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

③ 大人数、大声、至近距離での会話を控える。

(3) 家庭における感染症予防策の徹底

① 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）。

② 毎朝検温、健康観察（同居者等の家族にも協力を再度要請）。

③ 十分な換気。

④ 手が触れる場所などの消毒。

⑤ タオルなどを共用しない。

⑥ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控える。

⑦ 同居している家族についても会食などへの参加を控え、外出先からの帰宅時には、手洗いや消毒などを徹底する。

(4) 勤務時間外における感染症予防策の徹底

○不要不急の外出を控える。

5 オンラインを活用した学習活動について

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒については、オンラインを活用して授業に参加する。なお、できるだけ双方向で参加ができるよう学校が工夫する。

○全ての児童・生徒がオンラインを活用して学習活動を進めることができるよう、学校の体制を整えるとともに、児童・生徒の IT リテラシーを高める。